資料5

議題５　廃食用油の資源化推進について（東海市提出）

市名	回答		
	（１）回収場所	（２）回収頻度	（３）回収方法
名古屋市	市内のスーパー等７２店舗（以下ウェブサイト掲載内容参照） https://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000012/12908/kaisyukyotenichiran060918.pdf	市民が排出できる頻度（回収頻度）は各店舗などの営業日、営業時間内となります。なお、拠点へ名古屋市の契約業者が収集に行く頻度は、拠点ごとに回収量をふまえて設定しています。（半年に1回から月4回）	市民の方に廃食用油を700ml以下のペットボトルに移し替えていただき、回収拠点にお持ち込みいただきます。回収拠点ではペットボトルごと引き取りを行っており、原則サービスカウンターで受け取りを行っておりますが、一部の店舗では回収ボックスを設置しております。
豊橋市	回収拠点（市内２か所）	年始（１月１日～３日）を除く毎日	市民が持ち込み（ペットボトルなどの容器に入れて、容器ごと回収）
岡崎市	市内１箇所（総合資源ステーションりすた稲熊）	毎日（年末年始を除く）	市民が持ち込み、回収するドラム缶に内容物を入れる
一宮市	拠点回収場所（市内4か所）	不定期	市民が持ち込み、自身でタンクに投入してもらう。
瀬戸市	瀬戸市資源リサイクルセンター	月1回	ドラム缶からのバキューム回収（浜田化学）
半田市	リサイクルセンター、市役所、公民館はじめ18か所（すべて常設） 公共資源回収ステーション（第５を除く毎週日曜日）	週１回～月１回※回収場所により異なります	市民はペットボトル等の容器に廃食用油を入れ、各回収場所に設置している専用ボックスに容器ごと入れる。ボックスの中身は、市職員が定期的に回収して、油のみドラム缶に移し替え、容器は処分する。
春日井市	市役所始め公共施設18か所	月４回（月２回/施設）	市民が任意の容器（びん・ペットボトル等）で持ち込み、容器のまま回収（直営）し、保管施設でドラム缶に移し替えて貯蔵し、月２回程度の頻度で業者に引き渡し（売却）する。
豊川市	１_廃食用油対応のごみステーション（146か所） ２_最終処分場（市職員常駐施設） ３_コープあいち（協力店舗）	１と３は、月１回。 ２は施設開館日（平日及び祝日（水曜と土曜は除く。）と土曜午前。ただし、年末年始と一部祝日は除く）	１と３は、市職員による回収。 ２は施設開館日に市民が持ち込むもの。
津島市	鹿伏兎最終処分場内リサイクルステーション	随時 ※月曜日～金曜日（祝休日・年末年始を除く） 午前９時～午後３時３０分	市民が持ち込み
碧南市	市内６公共施設	毎月１回（原則第４日曜日の午前９時から１１時）	回収場所までは各自が持ち込み。回収後の廃食油は一定量溜まるまで保管場所で保管している。
刈谷市	市内給食センター（全2ヶ所） 市立保育園（全4ヶ所） 市立乳児園（全4ヶ所）	概ね月1回	契約事業者が対象施設に直接回収に出向き、回収を行う。 回収日は、契約事業者と各施設担当者が調整のうえで決定する。 回収の際は廃食用油の回収量を計測し、受領伝票を発行する。
豊田市	市設置リサイクルステーション２２か所のうち、１０か所	市民→市　年末年始以外無休10：00 - 18：00 市→回収業者　月１回	市民がリサイクルステーションに持ち込む。
安城市	常設場：市内5か所のリサイクルステーションのうち2か所 拠点場：なし	休業日（１２月３０日から１月３日まで）を除く毎日	市民が500㎖のペットボトルに廃食用油入れたうえで、持ち込み、リサイクルステーション内の回収用ケースに出す。その後、ドラム缶に貯蔵し、およそ2か月に1回の頻度で業者に回収してもらっている。
西尾市	①常設資源ステーション（米津・平坂・吉良地区のみ毎日（年末年始を除く）） ②町内資源ステーション（一色地区の資源の日のみ）	①常設資源ステーション（米津・平坂・吉良地区のみ）・・・適宜（不定期） ②町内資源ステーション（一色地区のみ）・・・月２回（資源の日）	①、②ともに任意のペットボトル等容器に入れた状態での回収
蒲郡市	民間店舗３箇所（Ａコープ形原、バロー蒲郡店、サーラプラザ蒲郡）	毎年度当初に複数業者による見積徴取で決定した売却業者により１週間から２週間ごとに回収をしています。	（１）に設置された回収ボックスに容器ごと持ち込んでもらっています。
犬山市	市役所環境課、市内出張所（４か所）、わん丸エコステーション	開庁時随時	ペットボトルやびん等の蓋がしまる容器に入れて持参いただく。
常滑市	市役所、青海公民館、南陵公民館、常滑市民交流センター、常滑市体育館、資源回収ステーション	常設	廃食油入りの専用ボトルやペットボトル等をボックスに入れてもらう。 （給食の調理で発生した分については、タンクに貯蔵し、業者に回収を委託している）

議題５　廃食用油の資源化推進について（東海市提出）

市名	回答		
	（１）回収場所	（２）回収頻度	（３）回収方法
江　南　市	北部リサイクルステーション（環境事業センター）	月～土曜日（年末年始、祝休日を除く）の午前１０時～午後４時	任意の容器で持ち込んでもらい、油のみを回収　（オイル缶に入れてもらう）
小　牧　市	①市内10か所を市民の持ち込み場所として指定している。 　また、各保育園及び給食センターから排出される廃食用油についても回収している。 ②地球温暖化対策地域協議会として登録している市内３小学校	①各拠点の営業日であれば回収可能。 ②８月を除く毎月１回。回収した廃食用油はその日のうちに市が回収	①市民が任意のびんやボトルに入れ、ふたをした状態で各拠点に設置されている回収BOXへ入れる。 ②廃食用油を任意のボトルに入れ、児童の登下校時に小学校で回収
稲　沢　市	①行政区のリサイクル資源集積場所 ②市内公共施設（市役所、環境センター、支所・市民センター：11か所） ③リサイクル資源地域ステーション※市内公共施設（市役所、支所・市民センター、市営プール）の駐車場：10か所 ④調理場のある学校及び共同調理場	①月１回 ②随時（施設の開場日の開場時間内） ③指定の日曜日（年間39日） ④学期毎に２回	①②③とも、市民がペットボトルに入れ替えて持ち込み（未開封の場合を除く） ※①は一部の行政区（令和６年度は10区） ④業者が回収
新　城　市	市内５か所の回収箱設置店舗	週１回	市民がペットボトル等の容器に入れた廃食油を市が市内５箇所に設置する回収箱に出し、売却先事業者が回収。
東　海　市	資源分別収集常設場…市内1か所 資源分別収集拠点場…市内13か所	資源分別収集常設場…年末年始を除く毎日 資源分別収集拠点場…月1回	ドラム缶（拠点場ではポリタンク）に市民自ら移し替える。廃食用油を持ち運んだ容器は持ち帰ってもらう。
大　府　市	公共資源ステーション（市内8か所）。	毎週から月2回（場所により異なる）。	ペットボトルなど密閉できる蓋のある容器（紙不可）で回収する。
知　多　市	①リサイクルプラザ ②各地区の地域回収ステーション	①毎日（月～金曜日の祝日、年末年始を除く。） ②月１回	ペットボトルなど、割れたりこぼれたりしないフタつきの容器に入れたものを、回収用コンテナに入れる。
知　立　市	知立市不燃物処理場	令和６年度　年７回　４月(252kg)　６月(198kg)　８月(270kg)　１０月(180kg)　１２月(180kg)　２月(225kg)　３月(135kg)	市民が直接食用油を不燃物処理場に搬入し、凡そ隔月を目途に事業者が回収する。
尾 張 旭 市	尾張旭市リサイクルひろばクルクル（市役所駐輪場南側）	半年に１回程度	市民が任意の容器で廃食用油を持ち込み（容器は持ち帰る）、市民自身で使用済食用油回収ドラム缶に注ぎ込む。設置しているドラム缶（３個）が満杯近くになると、売払業者電話連絡し、回収してもらう。
高　浜　市	本市では廃食用油を回収していません。		
岩　倉　市	清掃事務所内にあるｅーライフプラザ（資源回収ステーション）	資源回収ステーション：年10回ほど（ほぼ毎月1回） 学校給食センター：年８回ほど 保育園：年１回（市で回収したものを１か所に集め、業者が回収）	市民が資源回収ステーションに持ち込む。 ペットボトル等容器ごと回収しています。
豊　明　市	市内３カ所の資源回収場所（豊明市清掃事務所、㈱中西、豊明市役所資源回収）	・豊明市清掃事務所…月～金曜日（祝祭日などの市役所閉庁日は除く）9：00～16：00 ・㈱中西…月～金、第1.3土曜日　8：30～16：00 ・豊明市役所資源回収…第2・4日曜日　9：00～14：00	設置されている専用容器に直接入れるか、ペットボトルなどの容器に入れて指定の場所に置く。
日　進　市	日進市中央環境センター（エコドーム）	日進市中央環境センター（エコドーム）の営業日（毎週月曜日、年末年始除く毎日）。 溜まった廃油は１か月に１回、資源回収事業者が回収を実施。	市民が持ち込み、回収タンクに廃油を投入する。
田　原　市	市庁舎3か所、資源化センター3か所、市内スーパー2か所	常設（各回収場所の営業日に限る。）	廃食用油をペットボトルに詰め替えて専用の回収箱に収集する。
愛　西　市	未実施	未実施	未実施
清　須　市	市役所南館、資源ステーション（市内4か所【内、常設1か所（年末年始を除く毎日）】）	年５回程度（ドラム缶が満杯になる直前に業者が回収）	市民が蓋が閉まる容器（ペットボトル等）で廃食用油を持ち込み、容器のまま専用ボックスに排出。 委託しているシルバー人材センター会員がドラム缶に注ぎ入れる。（容器は可燃ごみとして処分）
北名古屋市	市役所（西・東庁舎）、給食センター（給食センターについては市民への案内は無し）	随時（各場所ごとに月１回程度）	市民がペットボトル等に入れて持ち込み、設置されているかごにて回収（給食センターについては貯蔵タンクから回収）

議題５　廃食用油の資源化推進について（東海市提出）

市名	回答		
	（１）回収場所	（２）回収頻度	（３）回収方法
弥　富　市	①弥富市役所市民生活部環境課窓口 ②小中学校（10施設）・保育所（８施設）	①開庁日 ②給食で排出された廃食用油を４週に１回	①ペットボトルに入れた状態のものを市役所で拠点回収し、ポリタンクへ移し替えて保管後に業者が回収 ②一斗缶等に保管しておき、業者が各施設へ回収
みよし市	リサイクルステーション（市内３か所）	ステーション開設時は常時回収	市民が任意の容器で持ち込み後、職員がドラム缶に貯蔵。 定期的に業者が回収。
あ　ま　市	回収していない		
長久手市	ながくてエコハウス（資源回収拠点）	エコハウス開館日すべて（休館の月曜以外）	ペットボトルなどの中に入れてそのまま回収